

令和6年度

第7回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年9月10日（火）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第7回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和6年9月10日(火)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第本庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年9月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和6年9月10日 午後1時51分		会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	×
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	11番 的射場 洋一 12番 橋口 京美					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	主 幹 大岩 亜記 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画(第9回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） それでは、定刻になりましたので、開会いたします。起立願います。礼。着席ください。ただいまから令和6年度第7回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。残暑厳しい日々がですね、続いておりますけれども、その中で先月29日の台風10号の襲来、とてもどうなるのかと思っておりましたけれども、比較的被害が少なくですね、安心したところです。しかしながら、少なからずとも被害を受けられた方にはですね、お見舞い申し上げたいと思います。そしてまた先月の農地パトロール、大変お疲れさまでした。無事終了したので、よかったと思っております。今日はですね、21番松本廣幸委員より欠席の通告がありましたので、御報告いたします。本日の出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、11番、的射場洋一委員。12番、橋口京美委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、報告いたします。資料は2ページをお願いします。今回は4件の合意解約です。解約理由について、78番から79番は所有権移転のため、80番から81番は第三者貸付けのためとなっています。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は3ページから8ページです。今回は、地区担当農業委員による現地確認により8筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、上地区、畑1筆、241㎡、免田地区、田3筆、1,491㎡、須恵地区、畑4筆、7,404㎡です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は9ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号20番について、資料11ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。資料12ページを御覧ください。移転する土地は11筆で地目は台帳、現況ともに田、面積は合計で20,432㎡です。移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料14ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻、トルコキキョウ、大豆を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号20番の案件について、22番委員の藤本委員より報告をお願いします。

○22番委員（藤本 勇二君） はい、22番の藤本です。農地法第3条の規定による許可申請について申請番号20番の案件について、今朝の現地調査の報告をします。まずページは先ほど説明あったとおり9ページから20ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方でございます。親子関係になります。面積は全て水田で10筆あり、20,432㎡になります。所有権移転は贈与による申請になります。現地はですね20ページの地図を見ていただきたいと思います。20ページの地図の真ん中のやや右の方向に岡留公園がありますが、岡留公園の近くに自宅がございまして、この自宅の横に3筆、水田があります。それと近くのところは1枚、4筆あります。そのあたりが、黒田地区の岡留地区になりますが、岡留地区に4筆あります。それからもう1か所の申請地は、近くに幸福駅がありますが、幸福駅の北側の方向に、約200メートル、5筆、水田があります。その横に農道が走っておりますが農道挟んでですね、3筆目のところに1枚ありまして、その辺りの地区を下免田と言いますが、合計6筆あります。今、先ほど説明した5室のところはハウス栽培をされております。トルコが主体でですね、花の栽培がされております。それとあとは水稻とそれから大豆が作付されております。後継者として立派にやっておりますし、特段、問題ないと判断しておりますが、皆さん方の御審議をよろしく願いいたします。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は21ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。申請番号5番について、資料23ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町外の個人で2名の共有です。転用する土地は1筆で地

目は台帳、現況とも畑、転用面積は578㎡です。移転する内容は、総額100万円の売買による所有権移転で、転用の目的は個人住宅です。資料25ページを御覧ください。申請地は1種、2種及び3種農地のいずれの要件にも該当しない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低いその他の農地で、農用地区域外の農地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料29ページから事業計画書、資金計画書、住宅ローン審査結果表等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号6番について、資料35ページを御覧ください。譲渡人は町内の個人で、譲受人は町外の法人です。転用する土地は2筆で、地目は1筆は台帳は田、現況は原野で、転用面積は562㎡、もう1筆は台帳は畑、現況は原野で、転用面積は562㎡です。権利の種類は、賃借権の設定で、転用の目的は店舗及び駐車場です。資料37ページを御覧ください。申請地は、東免田駅からおおむね300メートル以内にある農用地区域外の農地であることから、店舗及び駐車場への転用は可能です。資料39ページから事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号5番の案件について、6番委員の稲富委員より、申請番号6番の案件について、16番委員の宮原久子委員より、報告をお願いします。

○6番委員（稲富 裕二君） 6番委員の稲富です。農地法5条の規定による許可申請について、申請番号5番の案件ですが、午前中に現地調査を行いましたので、結果を報告します。資料は、22ページになります。地目は畑、面積は578平米です。資料24ページを御覧ください。場所は、総合運動公園から南へ約100メートルのところになります。譲渡人、譲受人、ともに町外の個人の方になります。譲受人は個人住宅の建築を予定されています。現在は何も耕作されておらず、住宅の建築による他の農地への影響は特に問題はないと思います。皆様の御審議のほうよろしくをお願いします。以上です。

○16番委員（宮原 久子君） はい、16番宮原です。農地法第5条の許可申請について、申請番号6番について説明いたします。資料は34ページからでございます。店舗兼駐車場の建設が予定されております。現地は36ページ、37ページを御覧ください。国道219号線の築地の交差点のクボタ農機の道向かえでございます。現状は、雑種地化しておりましたが、店舗をつくられるのには、問題ないかと思って帰ってきました。皆さんの御審議方よろしくをお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（第9回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（第9回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。45ページから御覧ください。45ページ上段の359番から47ページ下段の364番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。48ページ上段の365番から50ページ下段の366⑤番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。51ページ上段の367番から52ページ上段の369番までは、新規の賃借権の設定です。52ページ下段の370番は、新規の使用貸借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。53ページをお願いします。37番から40番は、売り渡すものです。37番の売渡し価格306,000円、38番の売渡し価格510,000円、39番の売渡し価格612,000円、40番の売渡し価格306,000円です。54ページから55ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第9回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第9回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時51分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月10日

あさぎり町農業委員会

会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 11番 的射場 洋一

あさぎり町農業委員会 署名委員 12番 橋口 京美